

2006年5月29日

大村市の認知症高齢者グループホームの火災についての調査報告 と今後のグループホームの防火対策への提言

障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会
代 表 室 津 滋 樹

1月8日未明、長崎県大村市の高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で発生した火災は入居者7名が犠牲となる大惨事となりました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、このような大惨事を再び繰り返さないためにも様々な方向からの検証が必要であると考えます。

消防や警察による原因究明だけでなく、なぜ、これほどの犠牲者が出る火事になったのか、職員の勤務体制、地域との連携なども含めて、多角的な原因究明がなされる必要があります。

I 調査報告

日本グループホーム学会では、火災直後の1月13～14日及び建物解体直前の3月21日に現地調査を行い、合わせて、関係者などから入手した設計図書などの資料についても分析を行いました。短時間の調査ではありましたが、その中でも、次の5つの問題点が浮かび上がってきています。

- (1) 地域との連携の問題（立地上の問題）
- (2) 職員の勤務体制及び管理者の勤務体制の問題
- (3) グループホームの夜勤の人員配置基準の問題
- (4) グループホームを支え、質を向上させる仕組みの問題
- (5) 建物の安全性の問題及び建設業者主導で進められるグループホーム設立時の問題

この火災がこれほど大きな犠牲者を出した原因は、現在の制度や仕組みのあり方にもあるのではないのでしょうか？、それらが複合化して大きな惨事を招いたと考えられます。やすらぎの里さくら館を運営していた有限会社、あるいは管理者個人のみ原因があり、責任があるとして終わらせるのではなく、本質的な原因を究明し、問題点を解明することこそ今必要なことです。

- (1) 地域との連携の問題（立地上の問題）

1. 地域との繋がりはどうだったのか？

やすらぎの里さくら館は山林を造成した土地に建てられており、周辺には民家がありません。つまり、火災時には手助けしてくれる隣近所の人がおらず、救出、消火、通報のすべてを夜勤者一人でしなければならない状況でした。(実際にはトラックの運転手が協力)問題はそれだけではありません。消火栓は 500 メートル先までなく、ホースをつなぎ途中でポンプ車が必要だったそうです。人的にも設備的にも地域の助け合い、支え合いの輪の外にあったのではないのでしょうか？つまり地域の中にあるグループホームというグループホームの理念とは異なる状態におかれていたグループホームだったのではないのでしょうか。

2. なぜここにグループホームが建てられたのか？

では、なぜ、このような土地にグループホームが建てられたのでしょうか。介護保険の認知症グループホームの定員の上限は 9 人であり、9 人を 1 ユニットとして 2 ユニットまで一緒に建てるのが認められています。規模を大きくしないと経営は困難だといわれており、定員は 9 名としているホームがほとんどです。また 2 ユニット (18 名) としているところが多くあります。(やすらぎの里さくら館は 9 名 1 ユニット)

9 名の規模となると既存の建物を借りてグループホームとすることは難しく、新築するケースが多くなります。そのため費用が高額となり、更に社会福祉法人以外の法人が設置する場合には補助がなく、採算をとるためには土地の価格が安い所に建てるということになりやすいのです。

つまり規模の大きさが土地の価格が安い人里離れた場所にグループホームを増やすことに拍車をかけているということです。

ちなみに同じグループホームでも、知的障害者のグループホームは、定員 4~5 名規模で、まちの中の一軒の住まいを借りて運営されているものがほとんどです。

3. なぜ許可されたのか？

国の基準では、「グループホームは地域の住宅地にあると同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域に建てなければならない。」とされていますが、都道府県によって判断基準は異なるようです。

なぜこの場所でグループホームの設置が許可されたのでしょうか？なぜ、長崎県は、この場所で、住宅地と同程度に地域との交流が確保できると判断したのでしょうか？

更に不安なことに、実態はやすらぎの里が例外なのではなく、もっと人里離れたところにあるグループホームが増えています。

現在、グループホーム自体の設備の不備や職員体制の不備を指摘する声が多くあがっています。スプリンクラーや自動火災報知設備の設置、あるいは夜勤者を増やすべきという議論です。しかし、グループホームは火災だけに対応すればすむわけではありません。大きな地震や津波、洪水、崖崩れ、又は盗難等の犯罪、こうした様々な事態に対応できるようにグループホームの設備を強化し、職員体制を強化することは不可能と言わざるを得ません。

地域で暮らす高齢者や障害者を守ることは、本人やその関係者だけの力だけでは不可能であり、地域の連携が極めて重要です。この視点がないまま建設され、認可されているこ

とに大きな問題があるのではないのでしょうか。

(2) 職員の勤務体制及び管理者の勤務体制の問題

1. 勤務の状況

やすらぎの里さくら館の職員は10名（うち常勤4名）おり、また、夜間については宿直ではなく、夜勤体制となっており、当時の介護保険の基準を満たしているだけでなく、むしろ充実しています。（宿直は勤務時間の扱いではなく、緊急時対応のみ。夜勤は休憩時間以外は勤務時間となる）

当初、管理者が夜勤にはいつていること、また、夜勤であるにもかかわらず、出火当時仮眠をとっており、そのため、火災の発見が遅れたのではないかという疑問がありました。実際の勤務状況はどうなっていたのでしょうか？

管理者以外が夜勤の場合は、もし、緊急事態が起きたときは管理者もかけつけ、少なくとも二人が対応することとなります。しかし、管理者が夜勤に入った場合、緊急時のバックアップ体制は弱くなります。特に、火災であったため、他のスタッフ等の緊急連絡先や携帯電話も消失し、対応が遅れたそうです。管理者自身も救出活動中負傷し、また病院に運ばれた入居者につきそって病院に行っているため、対応が遅れてしまったようです。

会社代表兼管理者であり、母親でもある淵さんは、前日、日中も勤務。いったん帰宅し家事と育児。その後夜勤に入ったという。8日というのは、介護保険請求の締め切り直前であり、請求事務も淵さんが行っていたそうです。このような勤務で一晩中寝るなどいっても無理に違いありません。

管理者が夜勤などにはいない方がいいには決まっています。しかし、やすらぎの里では、新築した建設費の返済の負担が大きく、人件費を抑えるため、管理者も夜勤に入らざるを得なかったようです。

2. 過酷な管理者の勤務

長崎県内の認知症グループホーム数は334カ所ですが、管理者研修は年間に600名分実施しています。この程度実施しないと管理者が足りなくなるのです。つまり、管理者の退職が多く、管理者の交代が多いのが実態です。過酷な勤務と経営者の無理解が原因だと関係者は分析しています。

管理者の交代が多いということは、経験が蓄積できていないということであり、危険を予測し、前もって手を打っておくことなどが難しいということです。

(3) グループホームの夜勤の人員配置基準の問題

介護保険でも、障害者自立支援法でも必要な援助の時間の長さに応じて介護保険では要介護度、自立支援法では障害程度区分が決められます。つまり、通常の状態に必要な介護

・援助の量に応じて人員の配置基準が決められています。そこには非常時に対応するための援助体制という視点はありません。特に夜間については、必要な介護に対応できる人員配置のみであり、安全を確保するために人員を配置するという視点に欠けています。入居者全員を安全に避難させるだけの人員の確保は無理としても、近隣に助けを求め、かつ初期消火、通報、入居者の避難援助を行うためには複数の援助者が必要です。

(4) グループホームを支え、質を向上させる仕組みの問題

1. グループホーム急増への対応

長崎県は認知症グループホームが急増した県の一つです。長崎県には334カ所のホームがあり、数の上では全国4位。グループホームはここ5年で10倍に増加し、65歳以上の高齢者との比率による整備率は全国1位です。

しかし、グループホームは今なおまだまだ足りません。のんびりとグループホームの数を増やしていくという時期ではありません。ですから、急激にグループホームが増えても、グループホームの質が低下しないよう、グループホームを支え、質を高めていくための支援策が不足しています。

2. 小規模な事業所への支援

やすらぎの里さくら館のように、1法人1ホームといった小規模な事業者への支援策をどうするのが問われています。入居者への援助の質の向上、めまぐるしく替わる福祉制度への対応、スタッフの雇用のための労働条件の整備やリスクマネジメント、常勤職員が数名程度の規模の小規模事業者がこれらについて、常に研修を続け、きちんと対応し続けるのは困難です。やすらぎの里さくら館でも、避難訓練を実施していない理由として日々の援助の質の向上で手一杯だったと言っています。経験が浅い、小規模な事業者への支援が足りないのではないのでしょうか？かつて、社会福祉法人が福祉を担っていた時代には、事業者の協会が管理者や職員の研修や情報提供を行ってきました。しかし、営利企業が福祉に参入できるようになり、競争原理が導入され、事業者間の助け合いが減少しているのではないのでしょうか？

やすらぎの里さくら館の喫煙者への対応、夜勤者が仮眠をとった問題、仮眠をとった場所などに問題があったと言う指摘もあります。確かに問題があります。しかし、小規模な事業所で十分な研修を自ら用意することは難しく、管理者に必要な研修を継続して行うことは、小規模な事業者を支える仕組みがなければ、自助努力には限りがあります。社会福祉法人が運営する施設の場合は事業者団体による研修などが充実していますが、NPO法人や、小規模な有限会社や株式会社が問題です。

(5) 建物の安全性の問題及び建設業者主導で進められるグループホーム設立時の問題

1. 建物の耐火構造等について

この建物は、耐火性能および耐震的に見てかなり問題の多い建物といえます。

この建物の構造は、外壁及び一部内壁は鉄筋コンクリート造、内部間仕切り壁は軽量鉄骨造、屋根及び小屋裏廻りは木造、主要な梁材は重量鉄骨造となっており、さまざまな構造体が混ざった「混構造建築物」となっています。

しかし、屋根や間仕切り壁の主要な構造部が木造や軽量鉄骨造であるため、耐火構造としては「木造と同等の性能」の建物であるといえます。

いわゆる鉄筋コンクリート造の耐火建築物とは異なって、火災などに対して、木造の建物と同様の防火上の安全配慮が必要なことが、建主と設計・施工者がどのように理解して、対応を考えたのか疑問を感じます。

木造並みの耐火性能で、心身にハンディキャップのある人たちの施設を建設するのであれば、当然火災などの非常時に対する配慮や設備が十分検討されるべきだと思われませんが、その配慮はまったく見られません。

又、壁部分だけが鉄筋コンクリート造で強固につくられた上に、簡易な木造でつくられた屋根部分に乗っている形で作られているため、仮に大地震時では建物の上部と下部での揺れの違いが、上部の木造部分により大きな負担を与えることから、耐震的にも問題が多い構造であると考えられます。現地建物と設計図書を見た範囲では、この混構造における耐震対策や施工的な配慮は特に検討されていないように見られます。

設計・施工者側から建主に対しては、今回の建物は鉄筋コンクリート造で且つオール電化設備なので、非常に安全な建物であるとの説明があったと聞いておりますが、設計・施工者の説明や対応の不備が、今回の事故を大きなものにした原因の一つであると考えられます。

2. 床面積と法的規制について

この建物は、床面積が300㎡以下に納まるように、意図的に不適切な設計が行われています。

認知症高齢者グループホームは消防法では「福祉施設」として扱われ、延床面積が300㎡以上の場合には「自動火災報知設備」の設置が必要となります。

今回、設計・施工者は自動火災報知設備の設置を避けるために、居室の広さやトイレの箇所数、その他施設内容の面積調整を行って、延床面積を279.12㎡として、本来この施設に求められるべき必要な設備を削除しています。

又、そのことに対して、建築確認申請などのプロセスにおいて、消防署などの行政機関から何の指導も指摘もなかったものと思われします。

仮に自動火災報知設備の設置が困難であったとしても、簡易な住宅用火災警報器の設置や、火災時の避難方法の対策など、補足的な方法はいろいろと検討できたはずであり、設計・施工者と消防機関の対応に大きな問題があったと考えられます。

3. 防災設備(消防用設備等)について

この建物の防災設備は、新築の認知症高齢者の施設としては考えられない程度の、不備

な設備内容となっています。

防災設備としては、床面積が 150 m²以上で 300 m²以下であるため、消防法による「消火器具」と「誘導灯」だけとなっています。(別紙、資料①消火器配置図参照)

初期消火にのみ有効な消火器具や、非常時における避難方向・出口を示す誘導灯だけで、この施設の入居者の安全確保が不十分であることは明瞭であります。

今年 6 月から個人住宅に設置が義務付けられる「住宅用火災警報器」など 10 万円以内で設置可能な簡易な設備を最低設備とした上で、建築基準法での「防火上必要な間仕切り壁」などの延焼防止対策や、安全な避難経路の確保や内装仕上げ材の規制など、段階的且つ総合的な法規制の連携整備が必要と考えられます。

4. 火災時の二方向避難への配慮について

この建物の防災上の最大の欠陥は、非常時の避難経路の確保という点です。

この建物の 9 室の各居室の窓は掃き出し窓ではなく、約 90 センチの高さの腰窓となっています。

これは、外部からの防犯上の配慮と、入居者の徘徊などへの配慮と思われませんが、その点で廊下や共用室などから外部への避難経路の確保、特に二方向以上の避難経路の確保は、安全上非常に重要な問題となります。

建物平面図(別紙、資料②平面図参照)及び前記の資料①の誘導灯の設置位置から、避難経路は東側(山側)の玄関と、南側の洗濯室奥の通用口の 2 箇所だけが想定されていたと思われま

す。しかし、洗濯室の入口には扉が設けられており、且つ洗濯室の中には洗濯機や流しが置かれ、常時洗濯物やリネンが置かれることを想定すると、この避難経路が有効であったとは考えられませんし、洗濯室入口や通用口の鍵の形式や管理方法などが非常時の避難に配慮されていたのか疑問を感じます。

更に疑問を感じるのは、消防庁の安全対策検討会の報告書に記載されている平面図(別紙、資料③平面図参照)では、資料①②の平面図と異なり、洗濯室は記載されておらず、廊下から直接外部への出入口があるようになっています。

すなわち、建築確認用の図面と、消防署への届け図面と、消防庁が所持している図面が異なっていることとなります。

これは、設計・施工者が提出書類と異なる工事を行ったのか、消防署の指導が不適切だったのか、消防庁が正確な実情把握ができていないかのいずれかであり、正確な調査・確認が求められます。

いずれにしても、火災などの非常時に、容易に外部に避難できるための経路の確保は入居者の特性からも重要な問題であり、それへの対応・配慮の不足が、多くの犠牲者を生んだことは否定できない事実です。

5. 「防火上主要な間仕切り壁」による防火区画について

今回の火災事故は、小規模居住施設の防火区画のあり方について、問題提起しています。

火災発生の際に、急激な延焼の防止や、避難経路及び避難時間確保のために、建物

内部を「防火上主要な間仕切壁」で小屋裏まで防火区画する必要があります。

特に福祉施設や寄宿舎などでは、3居室以下ごとに、且つ100㎡以下ごとに防火区画することが原則的に指導されることとなります。

原則的というのは、防火区画すべき箇所や面積について明確な規定はなく、個々の建物ごとに建築主事によって指導されることとなります。

今回の建物では、小屋裏部分に防火区画について、図面上は軽量鉄骨下地両面ボード貼りとなっているにもかかわらず、一部木造下地となっていたり(資料④写真参照)、ボード厚が16ミリとなっているところが12ミリとなっていたり、火災延焼防止にどの程度有効であったか疑問な点が多く、設計図書の中には防火区画すべき壁の仕上げがボード片面貼りと記載されているなど、設計・施工者の火災延焼防止に対する認識や実際の施工での問題点を強く感じます。

今後、グループホームなどの小規模で多種多様な居住形態が生まれる中で、消防設備の規定とともに、この防火区画の考え方を十分に検討する必要があります。

一般のマンションや社員寮などでは、個々の住戸を完全に防火区画して、万一火災が起きても隣に延焼しないための構造が必要ですが、グループホームではどのような基準で区画すべきなのか、関係者で十分検討する必要があります。

6. AAB工法に象徴される施工会社の姿勢・技術について

今回の火災は、建設関連企業主導の施設づくりに対する問題点を提示しています。

この建物の外壁及び内壁の一部は、AAB工法という特殊な鉄筋コンクリート施工方法で施工されています。

AAB工法は、発泡ポリスチレンでできた型枠ブロックを積み上げ、その中にコンクリートを打設して、型枠を撤去せずに、そのまま内外とも断熱材として利用するという工法です。

しかし、型枠内のコンクリートの施工状態が確認できないために、コンクリート壁内の空洞(ジャンカ)などの施工不良箇所への対応など、問題点も指摘されていました。今回の火災現場調査の中で、はからずも躯体コンクリートの施工についての欠陥(ジャンカ)が数箇所にわたって発見されました。(資料⑤写真参照)

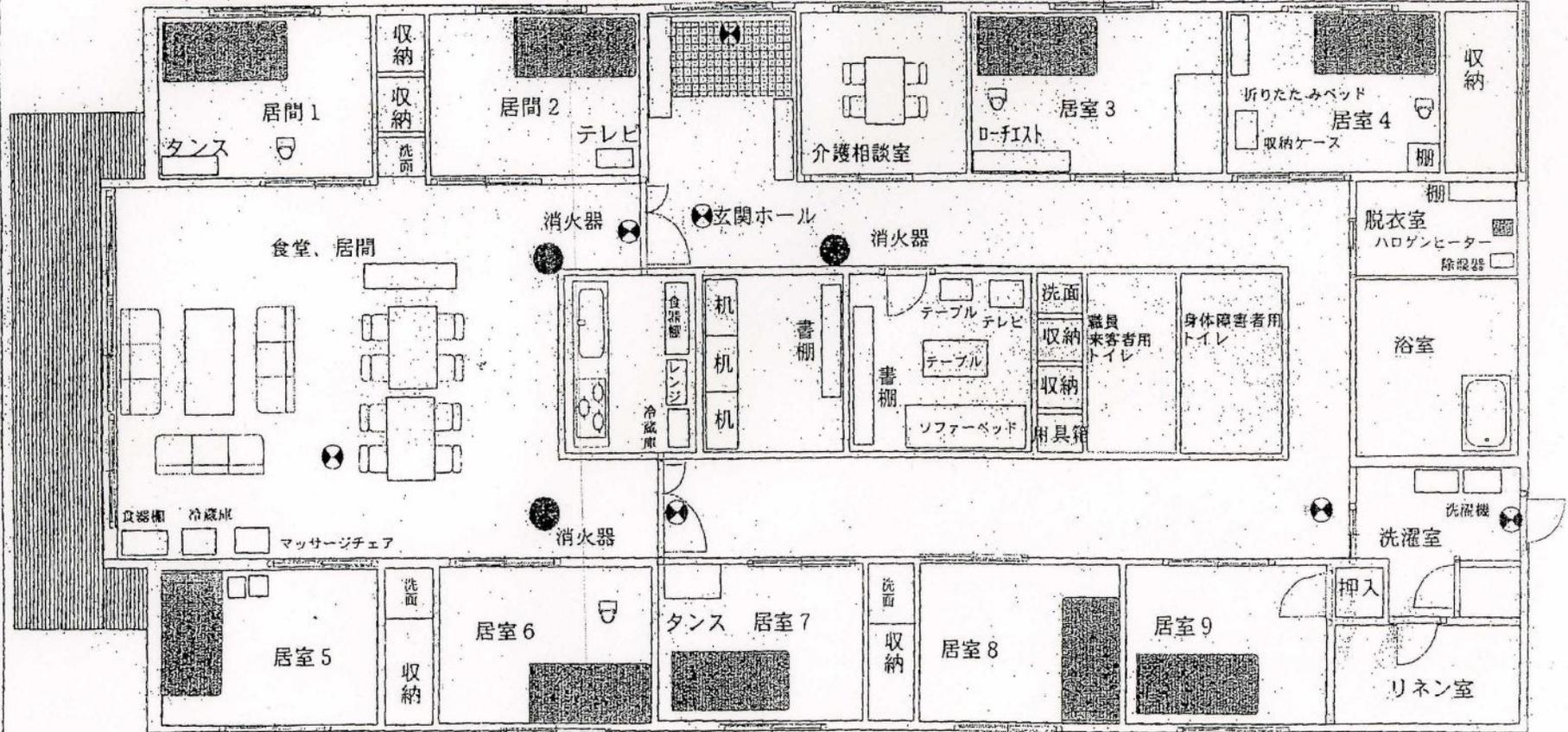
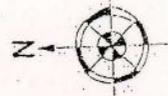
このAAB工法に関する施工的な問題については、施工会社とともに、AAB工法を材料に多くの工務店のコンサルを行っている企業の双方から、自らを弁護する発言が行われていますが、現実には施工ミスが起きたことからわかるように、設計的にも施工的にも十分な検討や対応が行われないと欠陥が発生しやすいリスクの高い工法であり、施工的な工夫や、技術の高さや経験が求められることは間違いないと思われます。

問題は、これらの工法やそのメリットだけを売り物として、設計・施工技術の蓄積や技術者の確保などを置き去りにして、対象施設や入居者の実情や特性に十分な配慮や対応も行わずに、事業拡大を行っている点にあります。

グループホームなどについてあまり知識・経験のない事業者が施設建設を行う場合や、適切な相談者・協力者が確保できない場合には、今回のように設計・施工者の姿勢・技術などに大きく左右され、結果として問題や悔いを残すこととなることに十分留意する必要があります。

大村市陰平町 やすらぎの里 消火器配置図

1/100



大村消防署

2006 01/17 18:29 FAX 0957524199

Handwritten signature or initials.

資料1



資料3



資料 4



資料 5

Ⅱ グループホームの防火安全のための提言

グループホームは、障害のある人や認知症高齢者の地域の中の居住の場として急増しています。認知症高齢者のグループホームは7,500カ所を超え、障害者のグループホームも6,000カ所を超えています。介護する家族の悲惨さは「介護地獄」と表現されてきました。障害者や認知症高齢者をその家族だけで支えなければならない過酷な時代は、いまでも続いています。この「介護地獄」の中の障害者や認知症高齢者の生活は、家族以上の地獄であることは言うまでもありません。

しかし、全国各地にグループホームが増えることにより、身近な所にグループホームがあるのがごく自然な町の風景となってきました。グループホームに暮らす障害者や認知症高齢者も、地域の人たちと自然に関わりながら、地域の人たちに支えられ、同時に地域を障害者や高齢者と共生する地域へと変えてきたのです。

グループホームは、これからの障害者や認知症高齢者の福祉を考える上で、かけがえない社会資源であると同時に、地域社会にとっても、すべての人たちが共に生きる、あたたかみのある地域を再生するために、大きな役割を果たすものと確信しています。

私たちは、この火災によりグループホームが自分の家の隣にできることに反対が起きたり、認知症高齢者や障害者を危険視するような風潮が起きないことを、またグループホームの普及にブレーキがかかるようなことにならないことを強く願っております。

そこで、グループホームの防火安全対策として下記の通り提言いたします。

1. 立地場所について

長崎県認知症高齢者グループホーム防火安全対策検討委員会の報告（2006年2月）では、

- | |
|--|
| 1 新たに整備するものについては、集落等の住宅地の中での建設に努めるものとする
2 防火安全対策として、消火用水源（消火栓・防火水槽）の確保が重要であるため、新たに整備するものについては、施設から一定距離内での消火用水源の確保が図られる場所での建設に努めるものとする |
|--|

としています。この内容は長崎県だけではなく、全国で徹底される必要があります。

2. 地域との連携

グループホームは火災だけではなく、大きな地震や津波、洪水、崖崩れ、又は盗難等の犯罪、こうした様々な事態に対応しなければなりません。スプリンクラーや自動火災報知設備の設置などの防火設備を強化しただけでは、安全は確保できません。

地域で暮らす高齢者や障害者は「もの」だけでは守れません。障害がある人や高齢者を守るのはやはり「人」です。しかし、地域で暮らす高齢者や障害者を守ることは、本人や福祉関係者だけの力だけでも不可能です。地域の連携が極めて重要なのです。

各地のグループホームでは、地域住民や地元消防団と共に行う避難訓練などが行われています。こうした訓練を実施することにより、障害や認知症の特性を近隣の住民に知ってもらうことと同時に、グループホームの場所や、居室の位置なども把握してもらえます。

又、グループホームがあることにより、その地域での避難訓練や防火訓練が行われるようになれば、お互いに顔見知りとなり、更にグループホームには夜勤者が配置されていることから、グループホームを中心とした地域の安全性も高まることとなります。グループホームがあると、その周辺の地域力が高まり、安全になるといわれる事をめざすよう提案します。

3. 消防署との連携

タバコをはじめ、火の管理の問題については入居者の状況によっては規制をする必要がある場合もありますが、普通の暮らしの場であるグループホームで、必要以上の制限を加えるべきではありません。制限ではなく、入居者自らの防火意識を高めていく取り組みの必要があります。又、入居者自ら危険に際し、助けを求めたり、避難できるよう訓練をしていく必要があります。そのためには、各地の消防署で、障害者や認知症の特性を知り、わかりやすく説明をしたり、訓練を行える消防士さんが増えることが必要です。各地のグループホームで地元の消防署に、もっと障害者や高齢者のこと、グループホームについて理解を深めるような働きかけが大切です。消防署を含めた地域のネットワークづくりも大切です。

4. 人員配置

近隣との連携や、地域のネットワークづくりにより防火対策を進めても、やはり夜間のスタッフの複数体制は必要です。2人とも夜勤である必要はありませんが、夜勤者+宿直者など、複数体制が必要です。安全を確保するにはやはりお金をかける必要があります。

5. 防火設備

消防庁はグループホームにスプリンクラー設置を義務づける方向で検討しています。私たちは一つの選択肢としてはスプリンクラーは有効だと思いますが、スプリンクラーが不要なホーム、設置が困難なホームなどもあり、一律の義務化はするべきではないと考えています。また、スプリンクラー以外の複数の機器の設置や、地域との連携の強化により、スプリンクラー設置が必要ない場合もあると思います。

現在厚生労働省は、避難困難な障害者には、火災警報器や自動消火器を日常生活用具として給付していますが、これらの制度を活用し、火災警報器や自動消火器の設置を進めるよう提案します。やすらぎの里さくら館の火災は、確かにスプリンクラーがあれば、大きな被害にならなかったでしょう。しかし、火災警報器や自動消火器があれば、同様に最小の被害で火が消せたはずで。

又、警報音や「火事です」というメッセージだけでは避難に結びつかない知的障害者もいます。「火事です。避難してください」とか「火事です。逃げてください」とか、その人に応じたメッセージが流せる警報機の開発など、警報器メーカーに働きかける必要があ

ります。

6. 民間警備会社との連携

グループホームなどをねらう窃盗事件が増えている事もあり、民間警備会社と契約しているグループホームも増えています。民間警備会社の火災センサーや警報機、自動通報装置などと消防署への自動通報装置などの共通化を図ること等により、警備会社を活用した防火対策が可能になります。

7. 建物について

①「グループホーム」の法的な解釈・位置付けの明確化。

特に、認知症高齢者グループホーム、知的・肢体・精神グループホーム、更には高齢者のグループリビング（混在型）なども含めて、分類・位置付けを検討すべきです。

（グループホーム設立の背景や理論・哲学で建築・消防的な判別を行うのは無理なので、入居者数と床面積の二点で大きく区分けするのが妥当だと思います。たとえば、入居者数が7名以下、または面積は200㎡以下のホームは住宅として扱い、それ以上のものはミニ施設として扱う）

② 介護保険法や障害者自立支援法など新しい法制度による小規模居住施設と、従来の建築・消防関連法との適合性の再整備。

認知症グループホームや障害者のグループホーム・ケアホーム、更には小規模特別養護老人ホーム・老健施設（29名以下）、小規模多機能型居宅介護（ナイトケア、ショートステイにも対応）等、従来の建築基準法や消防法の面積区分による規制になじまない施設が多く現れています。

現状の施設体系と、今後の方向性を検討する中で、医療・福祉関連法と、建築・消防法などを総合的に再編する必要があります。

③グループホーム建設マニュアルの作成の検討。

心身にハンディを持つ人や、自己避難が困難な人が居住する住宅・施設について、敷地の選定や、設計上の配慮、非常時の対応などをまとめた指針の作成が必要です。（個人住宅、グループホーム、ミニ施設（？）等に共通して活用できるもの）

④ グループホーム相談窓口の設置。

個人の事業者や施設運営の経験のない事業者がグループホームを建設する場合、適当な設計者やアドバイザーを紹介したり、相談対応を行う窓口の設置が必要です。建設時だけでなく、その後の運営や行政対応など継続的な相談対応も必要です。

8. 情報公開と認証

入居希望者がグループホームを選ぶ際の判断材料になるよう、事業者情報の中に防火器具や防火対策の取り組みの内容の公開を義務づけるべきです。又、地域との連携などを評価し、安全に配慮しているグループホームとして認証する仕組みを作るべきです。